明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（八二）　三
○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（八三）　五
〔政　令〕
○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（三四七）　六
○危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（三四八）　六
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四九）　七
○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理に関する政令（三五〇）　七
〔省　令〕
○地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令（総務八二）　八
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（同八三）　八
○令和五年度及び令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令（総務・財務三）　一八
○海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産五九）　一八
〔告　示〕
○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務四〇六）　一九
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（農林水産一七八五）　二〇
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同一七八六）　二〇
○海面漁業生産統計調査規則の規定に基づき、農林水産大臣が定めるもの等を定める件の一部を改正する件（同一七八七）　二一
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（同一七八八）　二一
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（同一七八九）　二二
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同一七九〇）　二二
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通一一三三～一一四四、一一五九、一一六〇）　二三
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同一一四五～一一四九）　二三
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（同一一五〇～一一五二）　二四
○船舶安全法の規定に基づき、認定事業場の変更を承認した件（同一一五三～一一五六）　二四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件（同一一五七、一一五八）　二五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一一六一～一一六三）　二五
〔官庁報告〕
官庁事項　二六
令和五年度第二・四半期における予算使用の状況（内閣）　二六
令和五年度第二・四半期における国庫の状況（同）　二六
〔公　告〕
諸事項　二七
裁判所　二七
破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等　二七
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　二七
地方公共団体　二八
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　二八
会社その他　二八
会社決算公告　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（法律第八二号）（文部科学省）

1　機構の目的及び業務の追加

(一)　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の目的に、宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発に対する助成を行うことを追加することとした。（第四条関係）

(二)　機構の業務に、次に掲げる者として公募により選定した者に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付することを追加することとした。（第一八条第七号関係）

(イ)　宇宙科学技術に関する先端的な研究開発を行う民間事業者であって、その成果を活用して宇宙空間を利用した事業を行おうとするもの

(ロ)　(イ)に掲げる者と共同して当該研究開発を行う大学その他の研究機関

2　基金の設置等

(一)　機構は、次に掲げる業務（複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものに限る。）及びこれらに附帯する業務に要する費用に充てるための基金を設け、(二)により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとした。（第二一条第一項関係）

(イ)　宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発のうち宇宙空間を利用した民間の事業にもその成果の活用が見込まれるものを公募により選定した者に委託して行うための業務

(ロ)　1の(二)の業務